



事務所だより10月

2019(R1)



令和元（2019）年10月

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 火 | すいき祭 北野天満宮 075-461-0005 10/1~10/5 |
| 2 | 水 | 社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 |
| 3 | 木 | 1級管工事施工管理技術検定試験 1級電気通信工事施工管理技術検定試験 1級造園施工管理技術検定試験 学科試験合格発表 |
| 4 | 金 | |
| 5 | 土 | 御香宮神幸祭 御香宮神社 075-611-0559 10/5~10/13 |
| 6 | 日 | 1級土木施工管理技術検定試験 実地試験 電気工事士試験 第1種筆記試験 電気工事士試験 第2種下期筆記試験 |
| 7 | 月 | |
| 8 | 火 | 今宮神社御例祭 今宮神社 075-491-0082 10/8・10/9 京都府行政書士会 無料相談 左京区役所・右京区役所 |
| 9 | 水 | 長岡天満宮 例祭 長岡天満宮 075-951-1025 社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館・中京区役所 |
| 10 | 木 | 京都府行政書士会 無料相談 下京区役所 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 11 | 金 | |
| 12 | 土 | 壬生狂言 壬生寺 075-841-3381 10/12~10/14 |
| 13 | 日 | 1級建築士試験・木造建築士試験 設計製図の試験 |
| 14 | 月 | 体育の日 |
| 15 | 火 | 京都府行政書士会 無料相談 西京区役所・山科区役所 |
| 16 | 水 | 社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 |
| 17 | 木 | 京都府行政書士会 無料相談 上京区役所・東山区役所 |
| 18 | 金 | |
| 19 | 土 | |
| 20 | 日 | 1級建築施工管理技術検定・1級電気工事施工管理技術検定 実地試験 |
| 21 | 月 | |
| 22 | 火 | 即位礼正殿の儀の行われる日 鞍馬の火祭 由岐神社 075-741-4511 |
| 23 | 水 | 社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館 |
| 24 | 木 | 京都府行政書士会 無料相談 北区役所・南区役所 |
| 25 | 金 | 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館 |
| 26 | 土 | 時代祭 京都御所～平安神宮 075-752-0227 |
| 27 | 日 | 2級土木施工管理技術検定試験 学科・実地試験 |
| 28 | 月 | |
| 29 | 火 | |
| 30 | 水 | 社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 |
| 31 | 木 | 8月決算法人の確定申告 2月決算法人の中間申告 |



I 最低賃金の引上げと活用したい助成金

2019年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。これによると、今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は27円引き上げた901円となり、過去最大の引き上げ額となりました。今回の改定により、中小零細企業には厳しい状況になることが予想され、生産性のさらなる向上が課題となります。今回は厚生労働省が中小企業に対する支援策として設けている助成金をご紹介します。

◆業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資を行った中小企業・小規模事業者に対して、かかった経費の一部を助成する助成金です。京都府内では、賃金引き上げ額30円～120円以上の5つのコースがあり最大で200万円の助成額となります。

○例（30円コース）の概要

対象：最低賃金が1000円未満の中小企業・小規模事業者

助成額：最低賃金30円以上の引上げで50万円

設備投資の例：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮や、顧客・在庫・帳簿管理システムの導入による業務の効率化

◆その他の助成金や支援策

上記以外にも、中小企業事業主の団体やその連合団体が、労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組みを実施した場合に、その事業主団体等に対して助成する時間外労働等改善助成金（団体推進コース）があります。厚生労働省のホームページには、助成金を活用した事例や支援施策紹介マニュアル等が紹介されています。

厚生労働省HP：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>

II 氷河期100万人就職支援、研修業者に成功報酬

政府は、30代半ばから40代半ばの「就職氷河期」世代に集中的に就職支援を行うことを決定しました。対象の非正規雇用者が正規雇用で半年定着した場合には、研修業者に成功報酬型の助成金を出すという、本格的な就職支援対策を講じます。

◆助成金策定への背景

バブル崩壊後の就職難により、「就職氷河期」世代は未就職で高校や大学を卒業した人が現状の3～5倍が多いといわれています。このようなことから、現在でも無職やフリーターの割合が他の世代に比べて多く、所得も低いことが内閣府の調査でもわかっています。所得や消費が伸びず、年金や医療保険の基盤を弱める要因にもなることが考えられ、老後には生活困窮者が増えるおそれもあります。総合研究開発機構によると、氷河期世代の非正規雇用者などが生活保護を受けるようになった場合、追加で約20兆円規模の給付が必要になると試算しています。

◆助成金の内容

今回の支援策では、専門知識やスキルを教える民間教育機関が、非正規雇用者に半年程度の訓練や就業実習をした場合、経費の一部として最大20万円の助成を行います。さらに、受講者が訓練などを始めてから8か月以内に正規雇用の職に就き、半年間働いた場合、追加で最大40万円の助成を行います。また、同じく民間の業界団体に委託する形で短期資格取得コースも新設予定です。財源としては雇用保険を充てる方針で、職業訓練や資格取得を通じて企業と非正規雇用者との雇用ミスマッチを埋めていきたい考えです。

III 国民年金、3年ぶりに赤字へ

厚生労働省は年金特別会計の2018年度収支決算を8月に発表しました。会社員らが加入する厚生年金が2兆4094億円の黒字に対し、自営業者らが加入する国民年金が772億円の赤字となりました。

◆国民年金赤字の背景

国民年金の赤字は2015年度以来、実に3年ぶりとなりました。この背景としては年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用益が前年度から比較して、縮小したためでした。そのため、このGPIFの運用益を含まない薄価ベースでは黒字となっており、積立金の取り崩しも行っていません。このようなことから、厚生労働省は「給付への影響はない」としています。運用益の下振れの主な理由としては米中貿易摩擦による株価下落が要因とされています。これに対し、厚生年金は景気回復や短時間労働者への保険の適用拡大により、被保険者が増加したことでの保険収入が増加したため黒字になったとされています。